

外来・病棟業務等

No.	資料名	該当頁	該当箇所	質問	回答
1	募集要項	4	11	プロジェクター投影用の資料は10月12日までに提出する提案書の内容を要約した説明資料として、プレゼンテーション当日にデータを持参してよろしいでしょうか。	データは、プレゼンテーション実施日の3日前までにはメールにて提出してください。
2	仕様書	5	9 (2)	別に公示されている仙台市立病院医事業務等（受付業務等）にも同一の業務内容が記載されています。（外来病棟業務等）と（受付業務等）におけるそれぞれの業務範囲や業務量はどのようにお考えでしょうか。	外来・病棟業務等及び受付業務等における公費負担医療制度等対応業務は、仕様書に記載の①～⑨における業務となります。また、近年、新興感染症の対応もあり、業務量は増加しています。
3	仕様書 要求水準書	1		労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和 61 年労働省告示第 37 号)の法令に基づき、 ・ 貴院職員様から業務の遂行方法に関する指示と解釈される文言 （例：付随する業務、協力、指示等） ・ 単に肉体的な業務の独立処理の提供と解釈される文言 （例：配置人数の指定、欠員による減額等） について、契約締結前までに適正な文言に訂正することの協議は可能でしょうか。	当院が示している仕様書及び要求水準書については、関係法令に則り作成しておりますが、業務内容により協議の必要があると判断した場合はこの限りではありません。